

相続で見落としがちな事例VI

相続税を考慮しない遺産分割

1. 配偶者控除

1. 相続税

相続税の申告は、「相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内」に、被相続人の死亡時における住所地の税務署に申告することが税法で決められています。

相続税は、被相続人からお金や土地といった財産を相続した際、取得した財産の価格が基礎控除額を超えると課税されるのが「相続税」です。

また、相続税には、「基礎控除」のように申告しなくても控除されるものと、申告して初めて控除される「配偶者控除」や「小規模住宅」及び「障害者控除」などがあります。

2. 基礎控除

相続税は、相続した財産（課税対象額）が一定額を超えた場合に、超えた部分の財産に対して課税されます。

この一定額というのが相続税の基礎控除額です。

つまり、相続した財産が基礎控除額を超えなければ相続税の課税対象にはなりません。

相続財産が基礎控除額以下であれば、相続税はかからないため、原則申告する必要はありません。

【基礎控除の計算】

$$3000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{基礎控除額}$$

3. 配偶者控除

基礎控除は誰でも適用が受けられるものですが、基礎控除とは別に配偶者のみに認められてる控除があります。これを配偶者控除といいます。

控除額は、配偶者の法定相続分（相続人が配偶者と子供の場合には1/2）または1億6,000万円のどちらか多い金額まで認められており、配偶者が取得する相続財産がこの金額以下であれば配偶者に対する相続税はかかりません。

しかし、配偶者が亡くなった場合の相続税は、配偶者控除が適用されないので、基礎控除分しか適用されません。

このように、次の相続（二次相続）を考えて「配偶者控除」の額を決めておく必要があります。

(1) 2次相続を考えた遺産分割

配偶者控除をフルに受けることにより、相続税は格段に下がることとなります。

しかし、このような分割案が必ずしも正解とはいえないのです。

少し考えればわかることですが、配偶者控除を受けた方に相続が起きた場合、その相続税申告においては、再婚などを除き、配偶者がいないことが多いため配偶者控除の適用は受けられなくなります。

父親の相続の時には、ほとんど相続税がかからなかったのに、母親の相続の時には相続税が数千万円もかかるということも考えられます。

このように、相続財産が多い場合、配偶者控除額を全て適用することは、次の相続を考えると必ずしも相続税の節約とはならないことを留意しておく必要があります。

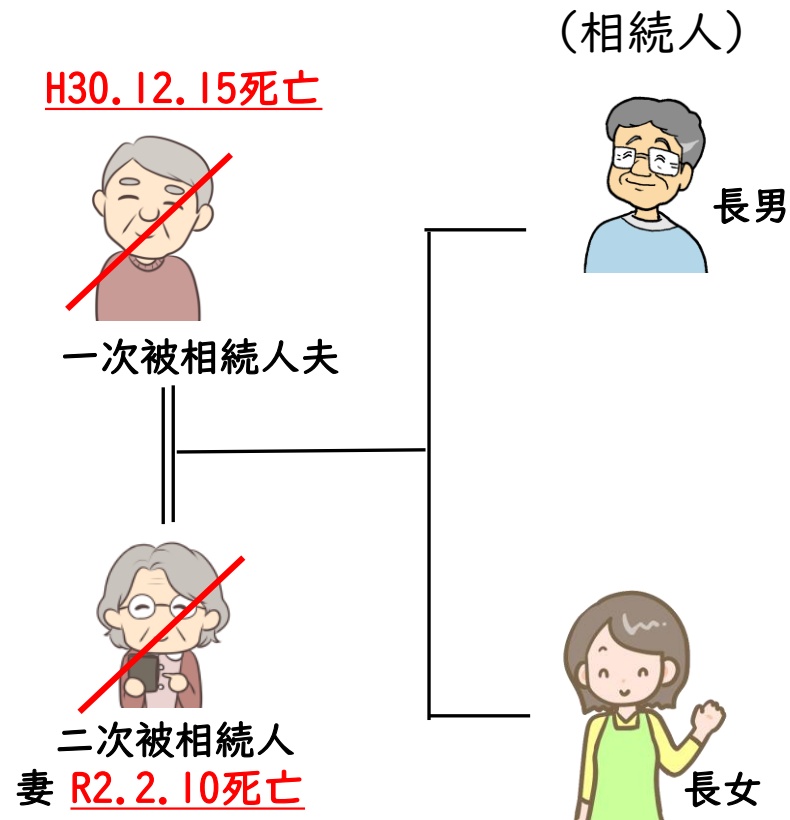
4. 二次相続を考慮した遺産分割事例

(1) 二次相続を考慮した留意点

- ① 二次相続では「配偶者に対する税額軽減」が使えないこと
相続税法は、配偶者に対して優遇措置を設けており、配偶者の相続分が法定相続割合（または1億6千万円のいずれか大きい額）以下の場合には、配偶者には相続税はかからないことになっていますが、二次相続では配偶者も既に亡くなっているため、この税額軽減が適用できません。
- ② 二次相続では、一次相続よりも相続人数が減るため、基礎控除額の非課税枠も少なくなること
- ③ 二次相続では、一次相続よりも相続人数が減るため、相続人1人当たりの相続財産の額が多くなり、相続税額も多くなること

(2) 事例による相続税のシュミレーション

① 事例内容



【相続関係】

- ① 一次相続
 - ・ 相続財産額：2億円
 - ・ 一次相続の被相続人：夫
 - ・ 相続人：妻と子2人の合計3人
 - ・ 基礎控除額：4,800万円
(3,000万円+600万円×3人)
- ② 二次相続
 - ・ 二次相続の被相続人：妻
 - ・ 相続人：子2人
 - ・ 基礎控除額：4,200万円
(3,000万円+600万円×2人)

* 妻は年金生活で十分暮らせていけるので、夫の相続財産はほとんど使うことは無かった。

- ② 妻が配偶者控除をフルに活用して分割する場合
 一次相続の相続額は妻が1億6千万円、残りの4,000万円を長男と長女が2分の1ずつ相続した。
 二次相続の相続額は、長男、長女が8,000万円ずつ相続した。
 税額は一次相続では540万円、二次相続では2,140万円、合計では2,680万円になります。

単位:万円

| 区 分 | 項 目 | 妻 | 長 男 | 長 女 | 合 計 |
|---------|-----------|--------|-------|-------|--------|
| 一次相続 | 取得する財産の額 | 16,000 | 2,000 | 2,000 | 20,000 |
| | 相続税額 | 2,160 | 270 | 270 | 2,700 |
| | 配偶者の税額軽減額 | -2,160 | 0 | 0 | -2,160 |
| | 差引納税額 | 0 | 270 | 270 | 540 |
| 二次相続 | 取得する財産の額 | — | 8,000 | 8,000 | 16,000 |
| | 相続税額 | — | 1,070 | 1,070 | 2,140 |
| 一次、二次合計 | | 0 | 1,340 | 1,340 | 2,680 |

③ 法定相続分どおりに分割する場合

妻：2/1、長男1/4、長女1/4の割合で分割相続
 相続額は、妻：1億円、長男：5,000万円、長女：5,000万円
 税額は一次相続では1,350万円、二次相続では770万円、合計
 では2,120万円になります。

単位：万円

| 区分 | 項目 | 妻 | 長男 | 長女 | 合計 |
|---------|-----------|--------|-------|-------|--------|
| 一次相続 | 取得する財産の額 | 10,000 | 5,000 | 5,000 | 20,000 |
| | 相続税額 | 1,350 | 675 | 675 | 2,700 |
| | 配偶者の税額軽減額 | -1,350 | 0 | 0 | -1,350 |
| | 差引納税額 | 0 | 675 | 675 | 1,350 |
| 二次相続 | 取得する財産の額 | — | 5,000 | 5,000 | 10,000 |
| | 相続税額 | — | 385 | 385 | 770 |
| 一次、二次合計 | | 0 | 1,060 | 1,060 | 2,120 |

*①と比較すると②の場合、税額は560万円安くなります。

④ ほぼ均等に分割した場合

妻：34%、長男33%、長女33%の割合で分割

相続相続額 妻6,800万円、長男6,600万円、長女6,600万円

税額は一次相続では1,782万円、二次相続では290万円、合計では2,072万円になります。

| 区分 | 項目 | 妻 | 長男 | 長女 | 合計 |
|---------|-----------|-------|-------|-------|--------|
| 一次相続 | 取得する財産の額 | 6,800 | 6,600 | 6,600 | 20,000 |
| | 相続税額 | 918 | 891 | 891 | 2,700 |
| | 配偶者の税額軽減額 | -918 | 0 | 0 | -918 |
| | 差引納税額 | 0 | 891 | 891 | 1,782 |
| 二次相続 | 取得する財産の額 | - | 3,400 | 3,400 | 6,800 |
| | 相続税額 | - | 145 | 145 | 290 |
| 一次、二次合計 | | 0 | 1,036 | 1,036 | 2,072 |

*①と比較すると③の場合、税額は680万円安くなります。

*②と比較すると③の場合、税額は48万円安くなります。

5. その他の減税方法

① 小規模住宅控除

相続財産に土地がある場合、一定の条件に該当すれば、大幅に減税されます。

② 障害者控除

- ・ 相続人に障害者がいる場合に適用される税額控除
- ・ 障害者が未成年者である場合に適用される税額控除

* 対象となる人の相続税額より、控除額の方が大きい場合、その控除額のあまりは、そのものの扶養義務者（兄弟等）から控除できる

このように、配偶者控除と小規模住宅控除及び障害者控除などを合わせて申請すれば、さらに減税できます。